

産廃いわて

2015-02 平成27年5月7日発行

# かわらばん

2016年 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を応援しています。

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会  
TEL019-625-2201 FAX019-624-1920  
URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



## 総会を開催します

平成27年度の定時総会を次のとおり開催することになりました。一般社団法人になって3回目の総会になります。功績のあった方々に対する会長表彰も行われます。皆様のお力で一層盛り上げてください。  
日時 平成27年5月22日(金) 15:30から  
場所 ホテルメトロポリタン盛岡本館  
(終了後に懇親会を予定しています。)



## 災害対策のための制度改正

災害対策のための法律改正案が国会で審議されています。土砂崩れや台風などの災害については廃棄物処理法で、巨大地震による大規模災害については災害対策基本法で対応するというものです。廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物処理施設で同じ性状の災害廃棄物を処理する場合には事後の届出で構わないことになりそうです。(施行日は未定)

これで災害廃棄物という新たなカテゴリーで新法を制定するという筋書きはなくなったようですが、どうやら新たな許可手続きなどで現場が混乱することを避けるという判断もあるようです。

災害対策基本法も改正され、清掃、防疫等の応急対策に「廃棄物の処理」が追加される模様です。何故今までこれが盛り込まれていなかったのか不思議です！



## 中道法子副会長が旭日章受章

今回春の叙勲で中道法子副会長が旭日単光章を受章されることになりました。以前故伊藤久雄元会長が中小企業振興の功績で旭日章を受章されています。産業廃棄物処理の分野での受章は今回が岩手県内で初だとのことで業界の誇りです。長年のご功績が認められましたことを心からお祝い申し上げます。

伝達式は5月中旬に東京で行われます。

5月22日(金)の定時総会終了後の懇親会に合わせて今回の受章を祝う会を開催いたします。



## 次期最終処分場確認書締結

岩手県が受入れを要請していた公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地案を八幡平市が受諾し、3月24日に岩手県と八幡平市の確認書が交わされました。今回の基本合意を経て今後は地形測量、地質調査、基本設計、環境アセスメントなどの手続きが進められるということです。確認書の内容は次のとおりです。

- ① 予定地は、八幡平市平館花沢地区とすること。
- ② 県は、適切な環境保全対策など配慮すること。
- ③ 県は、地元雇用や地元調達など配慮すること。
- ④ 市は、地元調整その他の必要な協力を行うこと。
- ⑤ 県と市とは、協議を行い誠意をもって対応すること。

平成24年6月に知事に対し当協会が「最終処分場の確保について」要望し、ここまで進展しました。



## 土木学会表彰

東日本大震災で発生したがれきの処理と利活用推進に尽力した功績が認められ、当協会が3月16日に公益社団法人土木学会から表彰されました。

～土木学会とは～ 昨年設立100周年を迎えた国内有数の工学系団体で学術・技術の進歩への貢献など、さまざまな活動を展開しています。

学会員は、教育・研究機関のほか、建設業、建設コンサルタント、エネルギー関係、鉄道・道路関係、行政機関、地方自治体など多岐にわたっています。現在の会員数は約3万6千人。



# 水銀環境汚染防止法案

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案が現在国会で審議されていて、概要は次のとおりです。

- ①国は環境汚染防止に関する計画を策定する。
  - ②水銀鉱の掘採を禁止する。
  - ③水銀使用製品の製造を禁止し部品の使用を制限する。
  - ④特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
  - ⑤水銀等を使用した金の採取を禁止する。
- などですが、基本的には有価物を対象とした法律です。

↓用語の新たな定義です。

水銀等 = 水銀 + 水銀化合物

水銀含有再生資源 = 水銀等を含む有用物

特定水銀使用製品 = 規制対象となる水銀等含有製品

↓規制の概要は次のとおりです。

特定水銀使用製品の製造 → 原則禁止

特定水銀使用製品を用いた製造 → 原則禁止

既存用途以外の水銀使用製品 → 製造・販売原則禁止

水銀等貯蔵者 → 定期的に報告（貯蔵指針）

水銀含有再生資源の管理者 → 定期報告（管理指針）

## 青年部会視察研修

青年部会では4月17日（金）に一関地区の会員の施設を対象とした視察研修を行いました。

- クリーンセンター花泉(有)（一関市花泉町日形）
  - ニッコー・ファインメック(株)（一関市千厩町奥玉）
- また、終了後に一関市内で懇親会を開催しました。



## 忘れていませんか？安全運転管理者の選任届け

★ 安全運転管理者等の選任とは・・・

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任しなければなりません。（道路運送法の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者法の規定による第二種貨物利用運送事業者は、除外となります。）

★ 規定の台数とは

乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上。

20台以上使用する場合には、安全運転管理者の業務を補助するため、副安全運転管理者の選任が必要です。（20台につき、1人）

★ 選任・解任届出、届出事項変更の手続き

各届出は15日以内に、使用の本拠地を管轄する公安委員会（窓口は各警察署）に届出が必要です。

規定台数以上になった新規選任届出、規定台数以下になった解任届出のほか、転勤・退職等により安全運転管理者等が交替になった場合も届出が必要です。

また、届出をしている事業所の所在地や名称が変更した時も改めて届出が必要になります。

平成27年度安全運転管理者等講習については（一社）岩手県自家用自動車協会へお問い合わせください。

TEL：019-637-2016



## 事務局便り

【5月行事予定】

15日 胆江支部総会（奥州市）

22日 第3回定時総会（盛岡市）

◆編集後記◆

これから新緑がまぶしい季節になります。明るい春を味わいたいと思います。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

